

担当課名	クリーンセンター
案件名	三田市家庭系一般ごみ収集運搬業務委託
案件の概要	家庭系一般ごみ収集運搬業務委託
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和7年3月5日
契約の相手方	三田環境整備事業協同組合
契約金額	936,012,000円（うち消費税85,092,000円）
契約期間	契約を行った日～令和10年3月31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、廃棄物処理法の規定により市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物の処理のうち、家庭から排出される一般廃棄物のごみステーションからの収集運搬業務を委託するものである。</p> <p>市町村が一般廃棄物の収集運搬業務を委託により実施するにあたっては、廃棄物処理法施行令により委託基準が定められており、当該基準を満たす事業者は市内に4社あるが、いずれも事業規模が小さいため本業務を一括して受注することは困難である。</p> <p>家庭系ごみ収集は市民生活のライフラインであり、業務の確実な履行が市町村の責務であるが、現在の本市の状況では、今後、市直営による収集体制を整備することは困難である。また、災害発生等の緊急時対応も含めた、ごみ収集体制を維持するためには、市外事業者では迅速な対応が困難である。</p> <p>以上のことから、委託基準を満たす4社による効率的な業務運営体制を構築し、緊急時においても相互補完による業務履行を確実にするために4社全てが加盟する三田環境整備事業協同組合と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>